

新市まちづくりプラン

概要版

新市建設計画

新市建設計画とは

新市の速やかな一体性の確立を促進し、住民福祉の一層の向上と新市全体の均衡ある発展を目指すためのまちづくり全般の指針となるものです。

新市では、新市建設計画を踏まえて総合計画や基本計画を策定し、より具体的なまちづくりの方針を示します。

合併協定項目

人 文化 自然 輝き集う 県南中核都市

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会

はじめに

今、住民の日常生活の広域化、少子・高齢化の進行、行政ニーズの多様化と高度化に対応するために、地方分権型社会に対応する行財政能力の向上を目指した行政のあり方が求められています。

白河市・表郷村・大信村・東村では、これらの問題を解決するひとつの手段として合併協議会を設置し、「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」の適用期限内の合併を目指して協議を進めてまいりました。

この冊子は、住民の皆様にご覧いただき、4市村が合併した場合の新市の姿をお伝えするため、合併協議会において協議・調整を行った「新市まちづくりプラン（新市建設計画）」と、新市の行政サービスや住民負担の取り決めである「合併協定項目」の概要をまとめたものです。

※県との協議が終了していないことから、記載内容に変更が生じる場合がありますのでご了承ください。

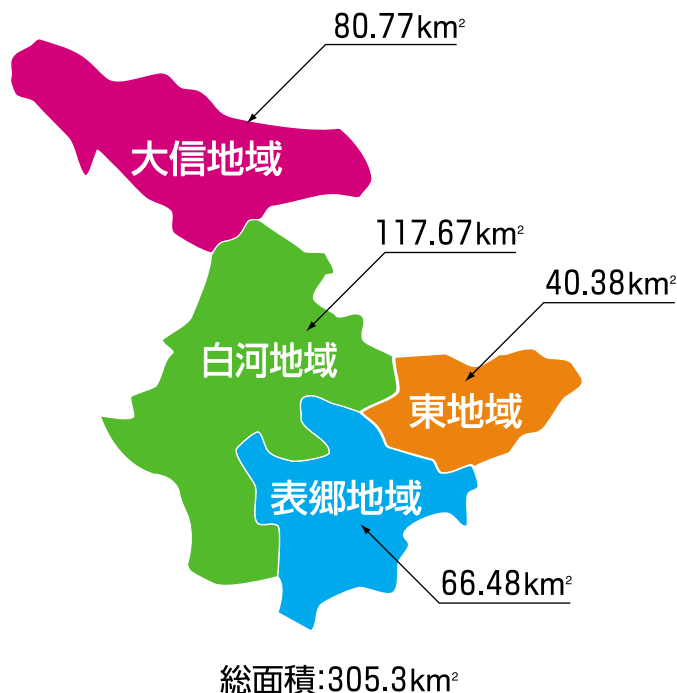
目次

新市の概況	1
新市まちづくりの考え方	2
地域構造の確立方向	3
土地利用の基本方向	4
まちづくりの基本目標	5
新市の施策	6
新市における福島県事業の推進	10
公共施設の整備方針	10
財政計画	11
合併後の私たちの暮らし	12

新市の概況

(1) 地勢

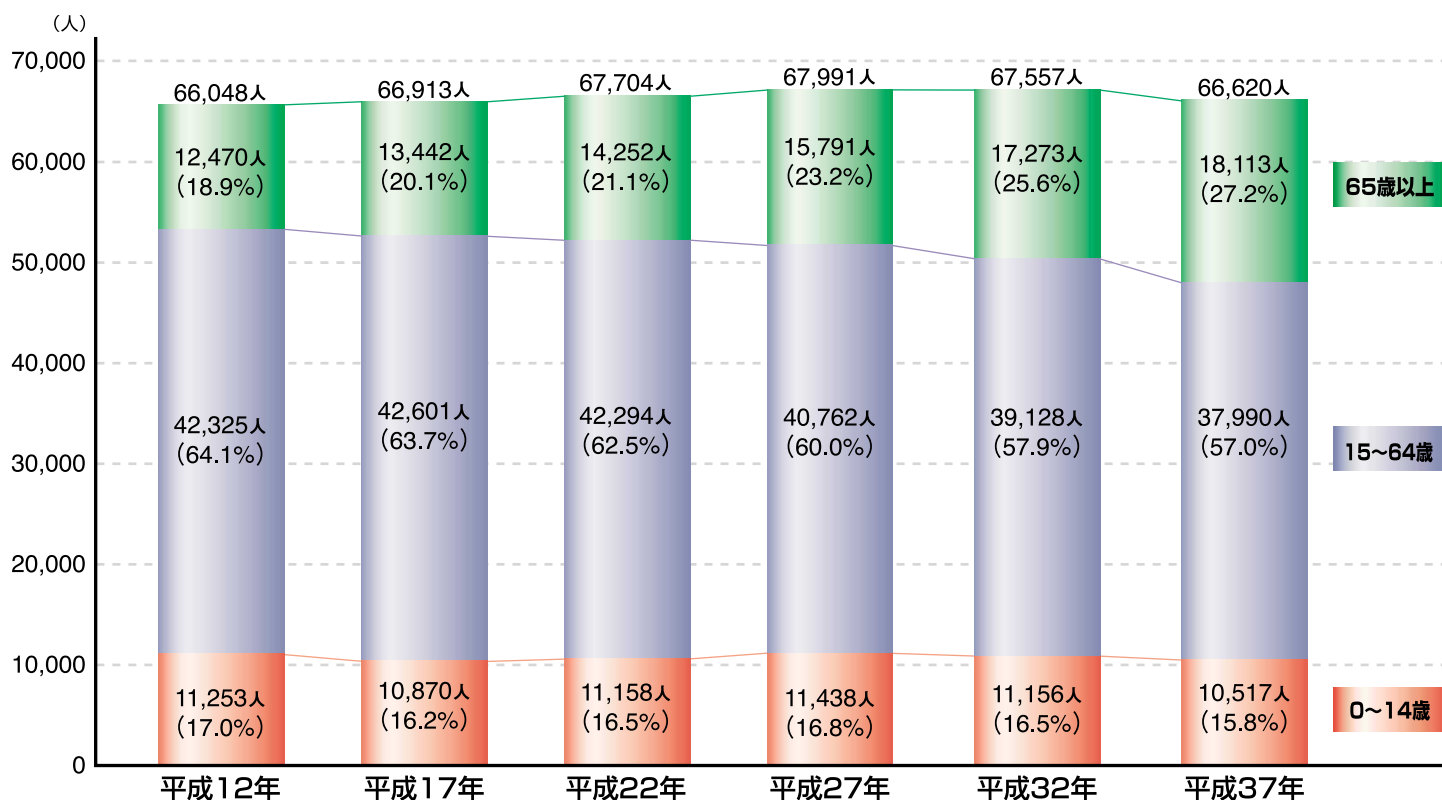
4地域の総面積は305.3km²で、水田風景が広がる海拔約300～400mの平地と400～600mの丘陵・山岳地帯で大部分が形成されており、最高標高は大信地域西北端にある権太倉山の976.3mとなっています。一級河川には白河地域中心部から東地域北部に流れる阿武隈川、表郷地域を東西に流れる社川、大信地域を東西に流れる隈戸川などがあります。



(2) 将来人口の見通し

国勢調査結果を基に新市の将来人口を推計すると、平成12年(2000年)の総人口66,048人が平成27年(2015年)には67,991人となり、人口の微増が続く中、高齢化が一段と進むものと見込まれます。

なお、総人口は平成27年をピークに減少に転じ、平成37年(2025年)には66,620人になると推計されます。



新市まちづくりの考え方

(1) 新市まちづくりの基本方針

- 旧市村の役所・役場はそれぞれの地域のサービス提供拠点として存続します。
- これまでの長い歴史の中で培われてきた、それぞれの地域特性や個性を尊重し、さらに活かし伸ばします。
- 住民の意見を聞く機会の拡大と、その反映を図る仕組みを構築します。

(2) 地域自治区の設置

各地域の特性を活かしながら行政と住民が連携して地域づくりを進めるため、表郷地域、大信地域、東地域に地域自治区を設置します。

地域自治区では、各地域の地域性に配慮しながら新市の均衡ある発展を目指したまちづくりを進めることにより、地域住民の安心感と新市としての一体感を醸成します。

(3) 行政の基本体制

○本庁・地域自治区事務所の役割・権限と組織

【本庁】

白河地域に本庁を置きます。本庁は、新市全体の行政施策の企画立案、財政運営、地域間の総合調整等を担うとともに、これまで行ってきた住民に対するサービスを継続して行います。

【地域自治区事務所(表郷庁舎、大信庁舎、東庁舎)】

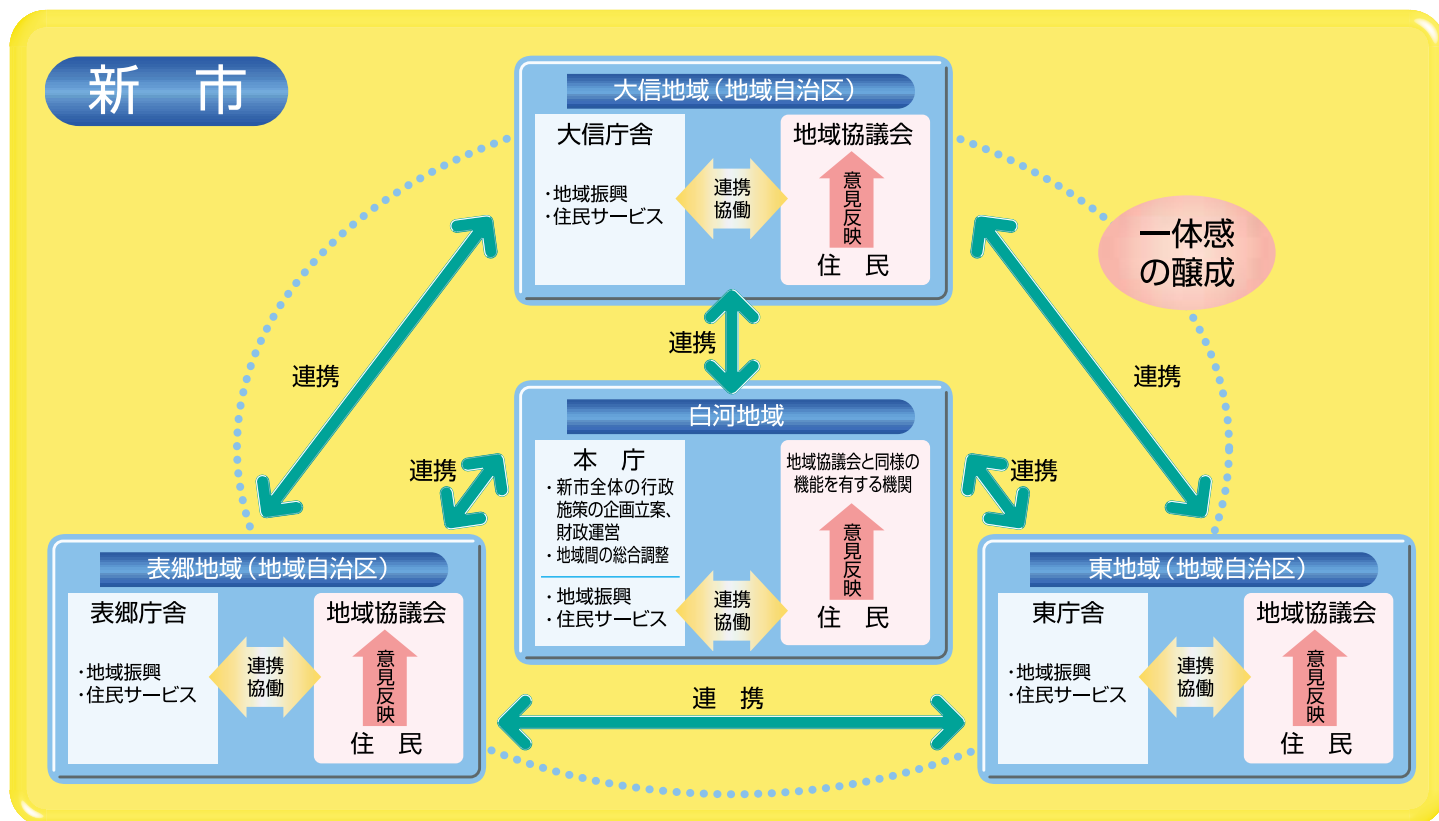
表郷地域、大信地域、東地域に総合出先機能を有する地域自治区の事務所を置きます。地域自治区の事務所では、地域振興に向けた施策の展開及び住民に身近な行政サービスを担い、これまで旧村が行ってきた地域住民に対する直接的なサービスを継続して行います。

○地域協議会の設置

地域協議会は、所属する地域自治区に居住する住民から委員を選任し、区内で実施される様々な事務・事業に関して市長や市の機関の諮問に応じるほか、意見を述べるができる機関です。

地域自治区を設置する表郷地域、大信地域、東地域ごとに地域協議会を設置するとともに、本庁を置く白河地域についても地域協議会と同様の機能を有する機関を設置し、行政と住民相互の連携により、「参画と協働の住民自治」の実現に向けた体制づくりを目指します。

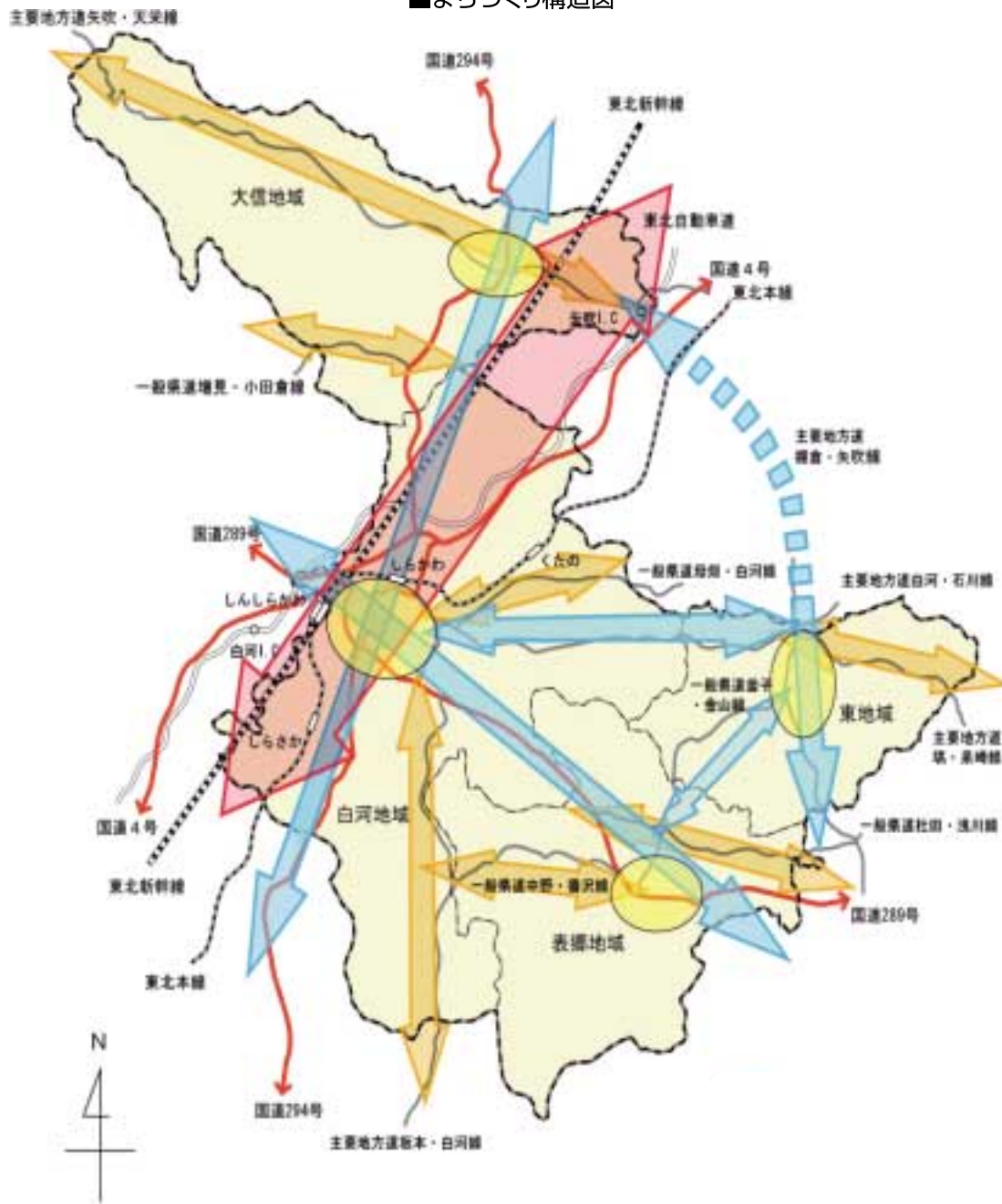
■行政の基本体制イメージ図



地域構造の確立方向

新市においては、各地域の中心地としての「地域核」の形成を図り、これら地域核を中心として、各交流軸による連携・交流を図りながら、新市が一体となって均衡ある発展を続けていくことができる地域構造の確立を目指します。

■まちづくり構造図



● 地域核

各地域それぞれに発展するまちづくりを目指し、地域の中心地を「地域核」に設定します。

↔ 連携交流軸

各地域核及び4地域を結び、新市における地域間交流のネットワークや地域間の連携を図る主要な交流軸として、国道289号及び294号のほか、県道3路線を「連携交流軸」に設定します。

↔ 地域内交流軸

各地域における交流・連携の軸として、県道7路線を「地域内交流軸」に設定します。

↔ 広域交流軸

首都圏から東北北部までつながる幹線道路及び鉄道を、新市における広域的な都市間交流ネットワークとして位置づけ、「広域交流軸」に設定します。

土地利用の基本方向

〈市街地・産業ゾーン〉

行政・商業機能の充実や生活道路、上・下水道施設、公園、生涯学習・交流施設、医療・保健・福祉施設など都市基盤・住宅環境の整備、さらには工業・流通団地としての基盤整備等を推進し、良好な市街地・住宅環境の創出に努めます。

〈北部自然共生ゾーン〉

新市の最高峰となる権太倉山や聖ヶ岩ふるさとの森に代表される「癒（いや）しの空間」として、今後も豊かな自然環境の保全と活用に努めます。

〈北部田園生活ゾーン〉

農業基盤の整備、生活基盤の整備などを総合的に進める一方、地域の景観に配慮し、調和のとれた土地利用の推進を図ります。

〈中部田園生活ゾーン〉

市街地・産業ゾーンの拡大に伴い、新市のベッドタウンとしての機能が期待されており、農業基盤の整備を進める一方で、生活基盤の整備に努めます。また、下総塚古墳を始めとする多くの歴史資源が存在していることから、これらの保全及び活用を進めます。

〈東部田園生活ゾーン〉

比較的狭小な農地が多いため、農地の有効利用を目指した基盤整備のほか、生活道路を始めとした生活基盤整備の促進に努めます。また、東風（こち）の台公園は、各種運動施設やきつねうち温泉などの施設整備が充実しており、レジャー・レクリエーションの拠点として、より広域的な活用を進めます。

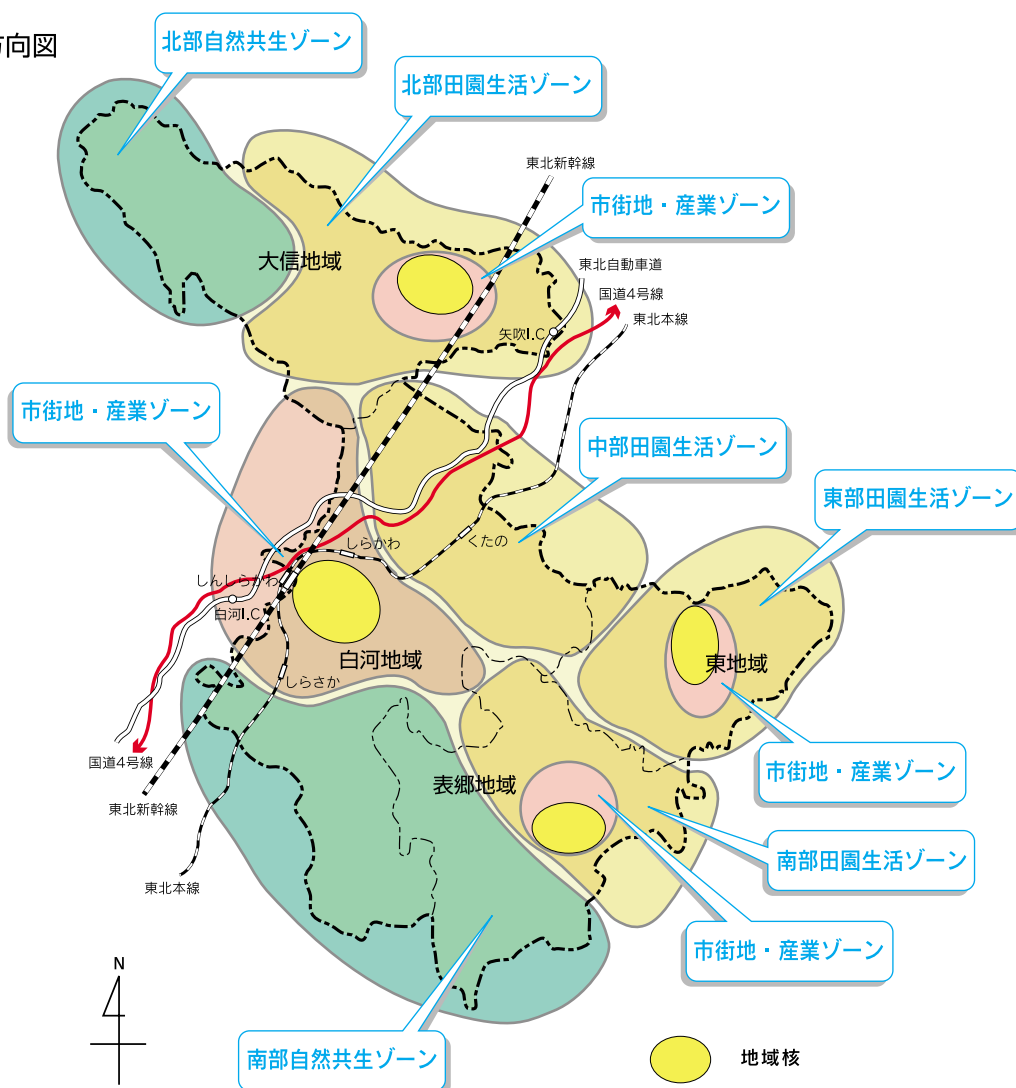
〈南部田園生活ゾーン〉

米、野菜の一大産地を形成しており、今後とも農業基盤の整備、生活基盤の整備などを総合的に進めるほか、遊休農地の解消による多様化利用に努めます。また、国内唯一のビャッコイ自生地や、白鳥の飛来地として知られる大池など、特色ある地域資源の保全に努めます。

〈南部自然共生ゾーン〉

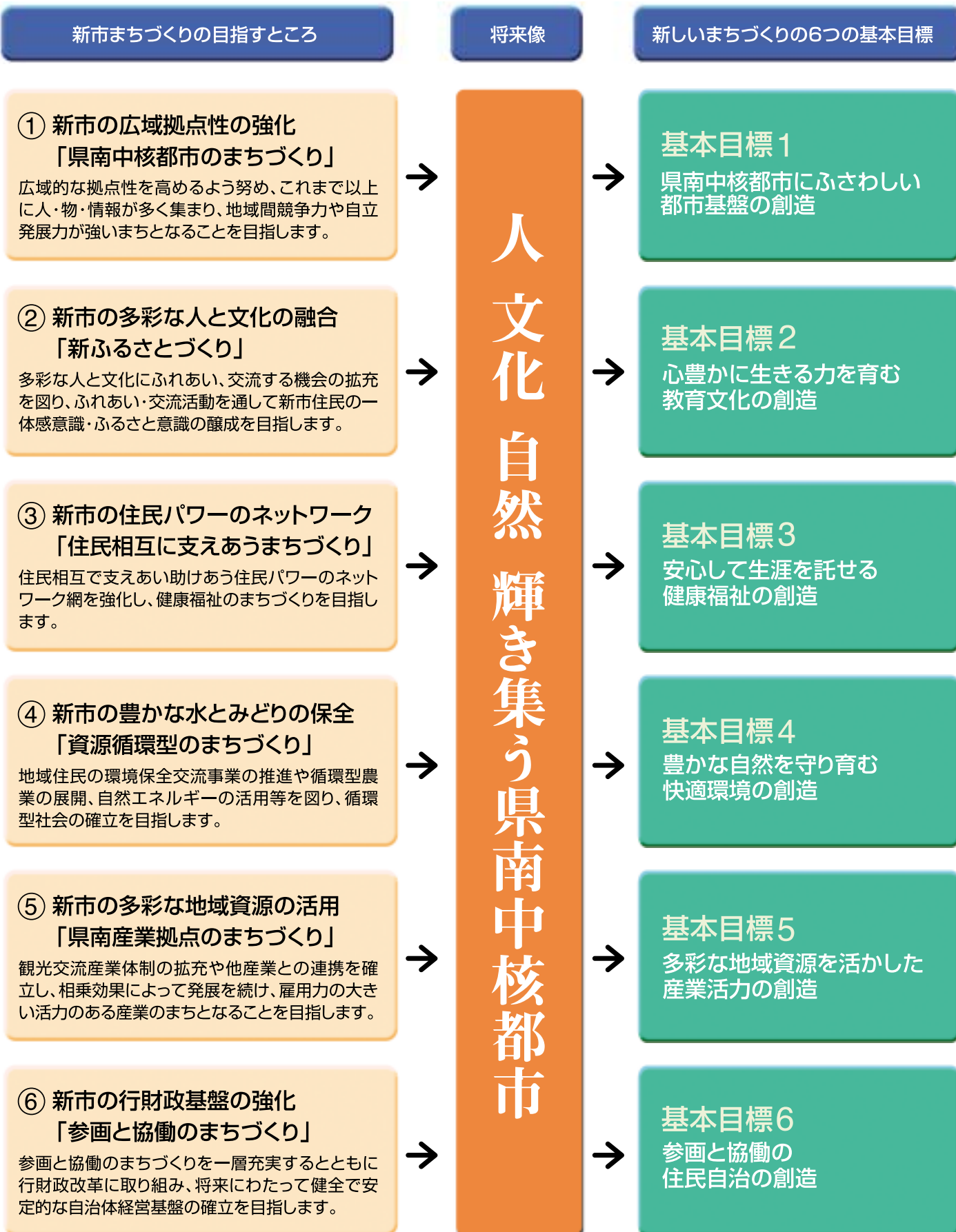
広範囲に良好な自然環境が保たれた貴重なエリアとして、今後とも豊かな自然環境の保全と活用に努めるとともに、自然環境と共生する農山村定住地区として集落環境の整備に努めます。

■土地利用方向図



まちづくりの基本目標

新しいまちづくりの6つの基本目標の設定



新市の施策

基本目標1 県南中核都市にふさわしい都市基盤の創造



白河駅周辺の中心市街地や表郷地域、大信地域、東地域の各中心地を対象に、計画的に市街地環境・住環境整備事業を推進し、若者も集う魅力的な都市的交流空間づくりを進めます。また、周辺地域活性化のための各種事業を実施し、新市全体の均衡ある発展を目指します。さらに、幹線道路網や高度情報通信体系の整備等により住民生活の利便性の向上に努めるほか、自然災害・交通事故・犯罪などに対し、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

基本目標2 心豊かに生きる力を育む教育文化の創造



新市全体の視点で社会教育・スポーツ施設の再編成や活動拠点の整備を図り、質の高い生涯学習の推進、文化芸術・スポーツレクリエーション活動を積極的に進めます。また、学校施設の整備充実等を実施するとともに、地域に開かれた特色ある学校づくりを進めます。さらに、地域文化・芸能等を再確認し、継承・発展のための支援を図るほか、国内外都市との交流活動を展開します。

基本目標3 安心して生涯を託せる健康福祉の創造



新市の住民が力を合わせて助けあい、健康で共に生きることができるよう地域福祉体制の確立・充実を図るとともに、医療機関と保健センター等との連携を図って地域医療・地域健康づくり活動などの充実に努めます。また、高齢者や障がい者などの在宅福祉・施設福祉・生きがい対策の充実に努めるとともに、子育て支援の充実や児童の健全育成に努めます。

基本施策	主要事業
1 市街地の整備と周辺地域の活性化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●国土利用計画策定事業 ●都市計画マスタープラン策定事業 ●公営住宅整備事業 ●都市計画道路整備事業 ●身近なまちづくり支援街路事業 ●周辺地域活性化対策事業
2 道路・鉄道・バス等交通網の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●市道整備事業 ●白河中央インターチェンジ設置推進事業 ●循環バス等運行事業
3 情報通信基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●情報通信基盤整備事業 ●移動通信用鉄塔施設整備事業
4 生活安全対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●地域防災計画策定事業 ●防災行政無線整備事業 ●河川整備事業 ●消防設備整備事業

基本施策	主要事業
1 生涯学習・スポーツ活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●複合文化施設整備事業 ●総合運動公園整備事業 ●聖ヶ岩ふるさとの森整備事業 ●図書館ネットワーク化事業 ●生涯学習・スポーツイベント開催事業
2 学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●学校施設等整備事業 ●国際理解教育推進事業 ●スクールカウンセラー設置事業 ●給食センター整備事業 ●幼稚園3歳児保育事業 ●児童生徒ヘルメット支給事業 ●情報化教育推進事業 ●預かり保育事業
3 地域文化の継承と文化芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●複合文化施設整備事業 ●文化財等整備・保存事業 ●ふるさと文化伝承推進事業 ●地域文化発信事業
4 国際交流・地域間交流活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●国際交流事業 ●地域間交流事業 ●グリーン・エコツーリズム推進事業

基本施策	主要事業
1 地域福祉の推進と保健・医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●保健・福祉・医療施設の拠点整備事業 ●診療所整備事業 ●健康づくり推進事業
2 高齢者福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定事業 ●在宅介護支援事業 ●高齢者自立支援事業
3 児童福祉・子育て支援対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所整備事業 ●放課後児童対策事業 ●保育事業 ●地域子育て支援事業
4 障がい者福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者計画策定事業 ●障がい者居宅生活支援事業 ●障がい者施設支援事業

新市の施策

基本目標4 豊かな自然を守り育む快適環境の創造



豊かな自然環境の保全を計画的に進めるとともに循環型社会の形成に努め、人と自然が共生するまちづくりを目指します。また、公園・緑地等の整備を計画的に進め、水と緑と花のネットワーク形成に努めるほか、上・下水道の整備、ごみ・し尿処理の適切な実施などの環境衛生対策の充実に努めます。

基本目標5 多彩な地域資源を活かした産業活力の創造



農林業の生産基盤を強化するとともに、商工業等との連携による地域経済の活性化や恵まれた立地条件を活かした企業誘致に努め、雇用の促進を図ります。また、中心市街地整備と連携した商業機能の再生・活性化を促進します。さらに、多彩な観光資源を活かした広域観光ネットワークづくりに努め、入込客の増加を図ります。

基本目標6 参画と協働の住民自治の創造



コミュニティ活動やNPO活動など、住民自らが主体となって進めるまちおこし活動の活性化を促進します。また、人権や男女共同参画社会づくりに対する認識を深める教育・啓発の充実に努め、全ての住民が等しく社会参画できるまちづくりの実現に努めます。さらに、情報公開の徹底や住民参画行政の拡充により、住民と共に進める行政システムの確立に努めます。

基本施策	主要事業
1 環境保全活動の推進と景観形成	●景観基本計画策定事業 ●景観形成事業
2 公園・緑地・水辺の整備	●市民の森整備事業 ●源流ロード整備事業 ●南湖公園整備事業 ●三ツ池周辺環境整備事業
3 上・下水道の整備	●上水道整備事業 ●農業集落排水事業 ●簡易水道整備事業 ●合併処理浄化槽設置整備事業 ●公共下水道整備事業 ●浄化槽市町村整備推進事業
4 環境衛生とリサイクルの推進	●リサイクル運動推進事業 ●環境美化事業 ●生ごみ処理機等購入助成事業

基本施策	主要事業
1 農林業の振興	●農業基盤整備事業 ●地産地消拡大事業 ●ふるさと農道整備事業 ●認定農業者支援事業 ●農業活性化推進事業 ●森林保全事業
2 商工業の振興	●企業誘致助成事業 ●商店街活性化事業 ●工業団地PR事業
3 観光の振興	●観光振興計画策定事業 ●観光イベント開催事業 ●観光PR推進事業 ●道の駅建設事業 ●会津街道・史跡めぐりルート整備事業 ●きつねうち温泉整備事業 ●グリーン・エコツーリズム推進事業
4 雇用対策の充実	●企業誘致助成事業 ●工業団地PR事業

基本施策	主要事業
1 コミュニティ活動・NPO活動の推進	●集会所整備事業 ●市民協働推進事業 ●地域コミュニティづくり事業
2 男女共同参画社会の確立	●男女共同参画計画策定事業 ●男女共同参画社会普及啓発事業
3 行財政運営の効率化と情報公開の推進	●総合計画等策定事業 ●電算システム統合事業 ●広報・広聴活動推進事業 ●庁舎整備事業 ●行政評価システム導入事業

新市における福島県事業の推進

福島県は新市と連携・協力しながら、新市のまちづくり、均衡ある発展を支援するための県事業を積極的に推進します。

●新市における福島県事業（県と協議中）

(1) 幹線道路網の整備

国道・県道などの幹線道路網の整備は、新市における各地域間の連携・交流を通じて新市の一体化と均衡ある発展を図るためのネットワーク基盤づくりとして欠かせない重要課題です。

このため、市道との連携を図りながら、県南地域における交通ネットワークの要となる国道289号、国道294号、主要地方道等の計画的な整備を推進していきます。

また、都市内の円滑な交通の確保や安全・快適な生活環境の実現のため、都市内道路についても、まちづくりと一体的に計画的な整備を進めます。

(2) 農業基盤の整備

阿武隈川水系一体は、豊富な水と豊かな自然環境に恵まれた農業好適地です。新市の各地域においても農業が基幹産業となっており、農業振興のための基盤整備は新市の振興を図っていく上で重要な課題のひとつです。

このため、農業生産性の向上及び安定した農業生産基盤の確立を目指して、ほ場整備・ため池整備・用排水路整備・農道整備などの農業基盤整備を推進します。

(3) 防災対策の実施

当地域は、平成10年8月の集中豪雨により甚大な被害を受けており、主要河川において大規模な改修工事が行われるなど、災害に強いまちづくりが進められているとともに、防災に対する住民の意識が高まりました。

しかし、集中豪雨などによる自然災害に対して安全で安心した暮らしを実現するため、更なる防災対策の実施が求められています。

以上のようなことから、新市における地域防災計画等を踏まえ、新市全域にわたる防災対策の必要性を再確認し、計画的な治山・治水対策を推進します。

(4) 公園・水辺環境の整備

表郷地域の十文池は、平成11年度から親水公園の整備が進められており、地域住民が集う憩いの場として完成が待たれています。今後も環境に配慮した水辺環境整備の規範として、継続して整備を進めます。

公共施設の整備方針

公共施設の整備に当たっては、地域の特殊性や地域間のバランス、さらには財政状況などを考慮しながら、計画的に適正配置を図っていきます。

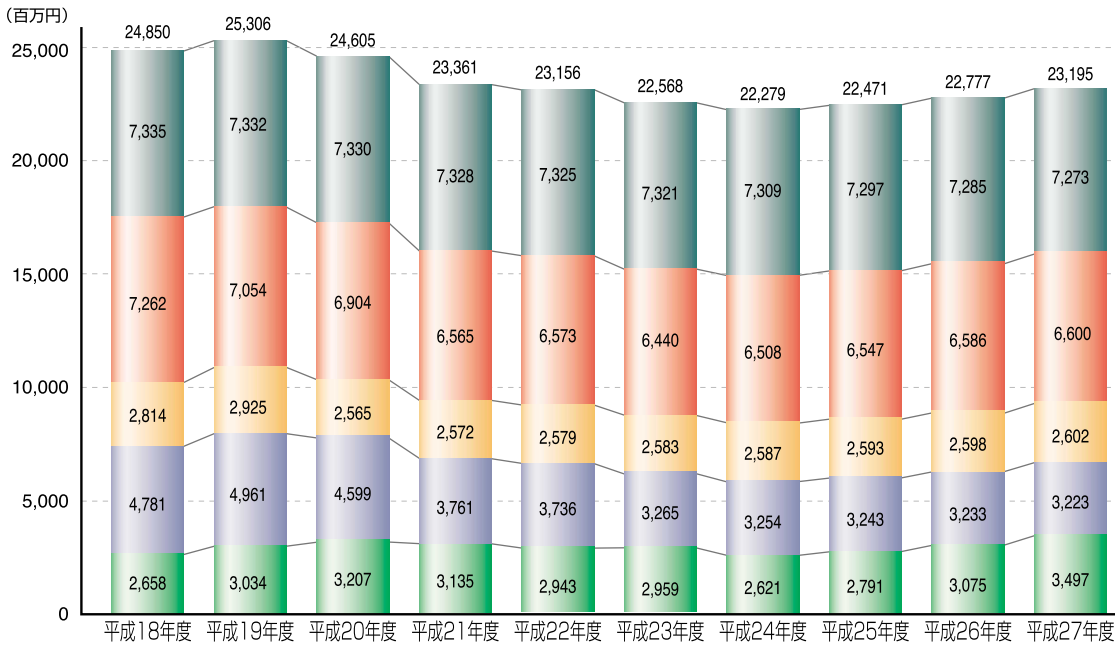
その検討においては、既存施設の有効利用や相互利用、施設の複合化や統合、広域的な利用の促進などを総合的に勘案するとともに、交通ネットワークと情報ネットワークによる施設利用の利便性を考え、合併によってより広域化する新市の住民が利用しやすい配置とすることを基本とします。

また、新たな公共施設の整備については、財政運営に及ぼす影響が大きいことから、事業の効率性や後年度の財政負担などについて十分に検討した上で進めることとします。

財政計画

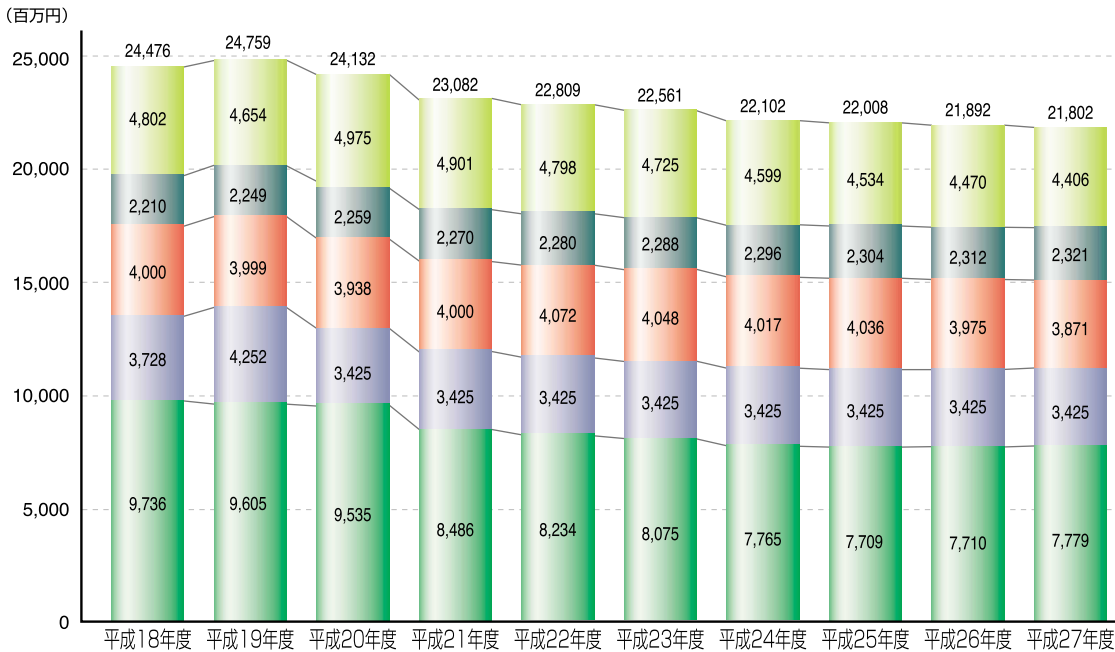
財政計画は、市町村の合併の特例に関する法律第5条第1項第4号の規定に基づき、10ヵ年度（平成18年度～平成27年度）の財政運営の指針として、歳入・歳出を費目ごとに、過去の実績や現在の財政状況、地方財政制度等を踏まえ、普通会計ベースで作成したものです。作成にあたっては、健全な財政運営を基調に、合併に伴う歳出の削減効果、事務事業の一元化による影響額、新市建設計画事業の経費等を反映させるとともに、合併特例債等の財政支援措置を勘案しています。

■歳入



- 地方税**
市民税、固定資産税、軽自動車税など、市に納めていただく税金
- 地方交付税**
一定の行政水準を維持するために必要な経費の不足分について、国から交付されるお金
- 国県支出金**
行政サービスに必要な費用の一部について、用途を特定した国や県からの負担金や補助金
- 地方債**
建設事業等の財源に充てるための借入金
- その他**
地方譲与税、各種交付金、使用料及び手数料、繰入金、財産収入など

■歳出



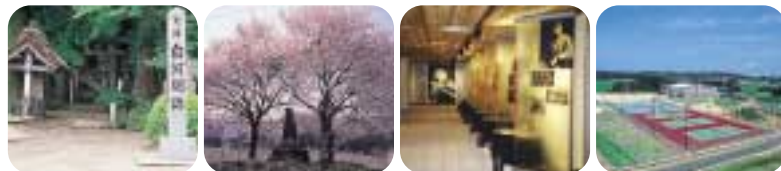
- 人件費**
市長や議員など特別職と一般職員の給料、諸手当等
- 扶助費**
児童や高齢者、生活困窮者などを援助するための経費
- 公債費**
地方債の元金返済や利子の支払いに要する経費
- 普通建設事業費**
道路等の整備や建物等の建設に要する経費
- その他**
物件費、補助費、繰出金、維持補修費など

(単位:百万円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
歳入－歳出	375	547	472	280	346	8	178	462	884	1,393
財調等基金残高	245	432	706	942	1,082	1,255	1,259	1,348	1,579	2,021
地域振興基金残高	857	1,713	2,570	2,570	2,570	2,570	2,570	2,570	2,570	2,570
基金残高計	1,102	2,145	3,276	3,512	3,652	3,825	3,829	3,918	4,149	4,591

合併後の私たちの暮らし

(主な合併協定項目)



合併の方式

新設(対等)合併とします。

合併の期日

平成17年11月7日の合併を目指します。

新市の名称

「白河市」とします。

※公募により応募された中から協議会で決定しました。

市役所の位置

現在の白河市役所(白河市字八幡小路7番地の1)とします。

また、現在の表郷村役場、大信村役場、東村役場は地域自治区の事務所(表郷庁舎・大信庁舎・東庁舎)とし、これまで行ってきた住民サービスを継続して行います。

地域自治区の設置

現在の表郷村、大信村、東村の区域ごとに地域自治区を設置し、「区長」を置きます。

また、各地域自治区に「地域協議会」を設置します。(白河地域にも同様の機能をもった機関を設置します。)

財産の取扱い

各市村が所有している財産(現金・預金・土地・建物等)や債務(借金等)などは、そのまま新市に引き継がれます。

住所の表示

町、字の区域は今までと変わりませんが、その名称については現在の白河市と3村で異なる表示となります。

*白河市の場合

- ①「大字」、「字」が削除されます。
- ②ただし、「大字名」と「字名」が重複する場合は、「字名」のみとなります。

	現 在	新 市
①通常の場合	白河市大字泉田字池ノ上	白河市泉田池ノ上
②重複する場合	白河市大字本沼字本沼	白河市本沼
	白河市大字板橋字板橋屋敷	白河市板橋屋敷

*表郷村、大信村、東村の場合

- ・「大字」が削除されます。
- ・市名の後に「表郷」・「大信」・「東」を付します。

	現 在	新 市
表郷村	西白河郡表郷村大字金山字長者久保	白河市表郷金山字長者久保
大信村	西白河郡大信村大字増見字北田	白河市大信増見字北田
東 村	西白河郡東村大字釜子字殿田表	白河市東釜子字殿田表

合併後の私たちの暮らし

(主な合併協定項目)



行政区

行政区の名称及び区域については、今までと変わりません。

特別職

新市長は、合併後50日以内に行う選挙で選ばれ、助役などは、新たに選任されます。

議会議員の定数・任期等

議員数の激減による地域の不安を解消するため、合併特例法に基づく在任特例を適用し、現在の4市村の議員(計64人)は平成19年4月30日まで引き続き在任します。

その後の議員数は30人となります。最初の選挙に限り、旧4市村の地域ごとに選挙区を設け、白河地域20人、表郷地域4人、大信地域3人、東地域3人の定数により選挙を行い、その後は新市全域の大選挙区で選挙を行います。

市 税

○個人市民税、法人市民税(均等割)、軽自動車税、市たばこ税の税率は今までと変わりません。

○法人市民税(法人税割)、固定資産税は、現在の市村ごとの税率(不均一課税)としますが、平成23年度から次のとおり統一します。

法人市民税…法人税割を現在の白河市の税率()とします。

※①資本金等が1,000万円を超える法人等 14.5%

②それ以外の法人等 13.7%

*固定資産税…標準税率(1.4%)とします。ただし、現在の白河市の超過税率相当分(0.1%)について、都市計画税への組み替えを検討します。

	白河市	表郷村	大信村	東村	新市
法人市民税 (法人税割)	①14.5% ②13.7%	12.3%	12.3%	12.3%	①14.5% ②13.7%
固定資産税	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%

○白河市、東村で実施している納期前納付報奨金は、平成18年度から廃止します。
(大信村については、平成17年度から廃止することが決定しています。)

証明手数料

諸証明の手数料など、差のないものについては今までどおりとし、差のあるものは合併時に統一します。

合併後の私たちの暮らし

(主な合併協定項目)



国民健康保険税

医療費の動向等を見ながら税率を調整し、平成23年度から統一します。

*保険税率等(平成16年度)

	白河市		表郷村		大信村		東村	
	医療分	介護分	医療分	介護分	医療分	介護分	医療分	介護分
所得割	10.2%	2.5%	5.0%	0.75%	7.0%	1.3%	7.0%	1.2%
資産割	25.0%	—	25.0%	1.0%	29.0%	1.5%	30.0%	2.5%
均等割	22,000円	12,000円	24,000円	8,000円	20,500円	7,000円	26,000円	8,000円
平等割	27,500円	—	27,000円	1,000円	33,500円	3,500円	30,200円	4,300円
限度額	530,000円	80,000円	530,000円	80,000円	530,000円	80,000円	530,000円	80,000円

介護保険料

第3期介護保険事業計画を策定し、平成18年度から統一します。

*第1号被保険者(65歳以上)の保険料(平成15年度~17年度)

	白河市	表郷村	大信村	東村
保険料基準年額	33,200円	30,500円	25,200円	30,200円

※現在は上記の額を基準に所得階層で5段階に区分されています。

高齢者福祉

次の事業については、合併年度又は合併年度の翌年度から新市全域を対象に実施します。

- 敬老祝い金等(敬老祝金は75歳以上2,000円、100歳賀寿の祝金は100,000円を支給)
- 生きがいデイサービス事業
- 寝たきり老人寝具乾燥事業(月1回、自己負担10%)
- 巡回理美容券交付事業(3,500円の理美容券を年間5枚交付)
- 要介護高齢者介護激励金給付事業(年額54,000円を支給)
- 紙おむつ支給事業(県補助事業により実施)
- 配食サービス事業(週2回配達、1食200円)
- 緊急通報システム事業
- はり・きゅうマッサージ施術費助成事業(1,000円の助成券を年間6枚交付)

障がい者福祉

次の事業については、合併年度又は合併年度の翌年度から新市全域を対象に実施します。

- 特定疾患患者見舞金支給事業(年額30,000円を支給)
 - 身体障害者訪問入浴サービス事業(週2回実施)
 - 点字広報・録音広報発行事業
 - 手話通訳奉仕員派遣事業
- ※身体障害者支援費事業など、国・県が定める制度による実施事業については、今までと変わりません。

合併後の私たちの暮らし

(主な合併協定項目)



児童福祉

- 乳幼児医療費助成事業については、今までと変わりません。
- 保育所の保育時間、延長保育等については、当面は今までと変わりませんが、新市で地域の実情を踏まえ調整します。
- 保育料は、子育て支援の充実を図るため、国の基準額の40%~70%を目標として合併後5年を目途に統一します。

*公立保育所の状況(平成16年度)

区分	白河市	表郷村	大信村	東村	国の基準額の40%~70%
保育所数	5箇所	1箇所	1箇所	1箇所	—
入所者数	584人	58人	100人	52人	—
保育料[具体例]	※3歳未満児の月額				
所得税50,000円の世帯の場合	26,000円	24,000円	21,000円	18,000円	12,000円~21,000円
所得税100,000円の世帯の場合	34,000円	32,000円	25,000円	26,700円	17,800円~31,100円

※保育料は、世帯の階層区分や保育児童の年齢区分により決定されます。

- 放課後児童クラブについては、保育料・保育時間を次のとおり統一します。

保育料	無料	
保育時間	平日	授業終了後~18:00
	土曜日	8:30~18:00
	夏休み等	8:30~18:00

保健衛生

- 予防接種については、今までと変わりません。
- 各種検診については、集団検診の個人負担金を無料にします。また、検診対象年齢や個別検診の負担金については、平成18年度から右記のとおり統一します。

主な種類		対象者	個人負担金
基本健診	集団	40歳以上	無料
	個別	//	1,100円
胃がん検診	集団	30歳以上	無料
	個別	//	2,000円
大腸がん検診	集団	40歳以上	無料
	個別	//	600円
肺がん検診	集団	40歳以上	無料
子宮がん検診	集団	30歳以上の女性	無料
	個別	//	頸部1,000円 体部 700円

合併後の私たちの暮らし

(主な合併協定項目)



教 育

○公立幼稚園の授業料については、合併後3年を目途に月額5,000円に統一します。

*幼稚園授業料の状況(平成16年度)

	白河市	表郷村	大信村	東 村
月 額	5,000円	5,000円	5,000円	3,500円

○小・中学校通学区域については、当面は今までと変わりませんが、新市において市全体の学区について検討します。

○遠距離通学費補助金については、今までと変わりません。

○スクールバス運行については、今までと変わりませんが、現在の表郷村と東村で実施している幼稚園の通園バスについては、合併後3年を目途に利用者負担を調整します。

○学校給食については、今までと変わりませんが、給食費については、合併後5年を目途に統一します。

○奨学資金・大学入学一時金貸付については、貸与額や償還期間など、合併後3年を目途に統一します。
なお、合併前の貸与についてはそのまま新市に引き継がれます。

環 境

○ごみの収集方法・手数料については、合併時は今までと変わりませんが、新市で収集回数等を検討します。

○生ごみ処理機等購入補助については、新市全域で実施します。

・電動式生ごみ処理機・購入価格の2分の1(上限3万円)を補助。

・生ごみ処理容器……購入価格の2分の1(上限3千円)を補助。

○合併処理浄化槽設置助成については、引き続き実施します。ただし、合併後5年を目途に国の補助基準に統一します。

	5人槽	6~7人槽	8~10人槽
国の補助基準	354,000円	411,000円	519,000円

なお、現在の東村で実施している浄化槽市町村整備推進事業(行政が設置管理を行うもの)については、引き続き実施するとともに、新市で対象地域の拡大を図ります。

公営住宅

公営住宅家賃は、今までと変わりません。

合併後の私たちの暮らし

(主な合併協定項目)



上・下水道

○水道料金は、合併後5年を目途に段階的に統一します。

*1ヶ月当たり料金(一般家庭/口径20mm使用の場合)

使用水量	白河市		表郷村	大信村	東村
	上水道	簡易水道	上水道	簡易水道	上水道
10m ³	2,037円	1,050円	2,047円	1,440円	1,995円
20m ³	3,108円	2,152円	3,937円	2,740円	3,307円
30m ³	5,134円	3,255円	5,827円	4,040円	4,935円

○公共下水道使用料・受益者負担金は、今までと変わりません。

○農業集落排水施設使用料は、合併後5年を目途に統一します。

*1ヶ月当たり料金(一般家庭の場合)

世帯人数	白河市	表郷村	大信村	東村
3人	3,150円	3,444円	3,200円	3,307円
5人	5,250円	3,990円	4,200円	4,252円
7人	7,350円	4,536円	5,200円	5,197円

観光・交流

○観光イベントは、引き続き実施します。

○国際交流・都市交流は、引き続き実施します。

生涯学習・生涯スポーツ

○成人式や文化祭事業については、当分の間、今までどおり実施します。

○公民館各種講座については、今までどおり実施します。新市で住民の利便性に配慮し、必要に応じ再編します。

○公民館など社会教育施設の使用料は、今までと変わりません。

○総合体育大会及びスポーツ大会・行事については、当分の間、今までどおり実施します。新市において関係団体等との連携を図り再編します。

○スポーツ教室は、引き続き実施します。実施方法等は新市で調整します。

○体育館など社会体育施設の使用料は、今までと変わりません。



The merger
conference of
Shirakawa city,
Omotego village,
Taishin village
and Higashi village

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会

〒961-0908 福島県白河市大手町3-8
TEL 0248-31-2118 FAX 0248-27-1266
[http://www.shirakawa.ne.jp/~ gappei/](http://www.shirakawa.ne.jp/~gappei/)